

携帯電話等の校内持ち込みに関する規定について

都城工業高等学校

過日PTAから、生徒の登下校中の防犯、交通事故や自然災害などの緊急時の連絡手段を確保することを目的とした携帯電話等の校内持ち込みについて要請がありました。このことを受けて、本校では下記の規定を守ることを前提に許可することとしました。

記

- (1) 携帯電話等の適切な使用や使用時間について生徒本人と保護者で話し合い、家庭でのルールを2つ以上決め、申請書に記入し提出すること。
- (2) 登校後は携帯電話等の電源を切り、かばんの中に入れ各自管理すること。かばんの外に出したり、ポケットに入れることはしないこと。
- (3) 校内での携帯電話等の使用は、朝のSHR前及び放課後も含め一切しないこと。また、SNS等により校内での使用が確認された場合も、校内での使用と見なす。
- (4) 休日も含め、部活動中は使用しないこと。
- (5) 登下校中の使用については、緊急時を除き禁止とする。  
また、登下校中の“ながらスマホ”（歩き・自転車・公共交通機関）は行わないこと。
- (6) デジタル端末等（タブレットやスマートウォッチ）を許可なく持ち込むことは禁止する。
- (7) 上記が遵守できない場合には、学校の指導に従うこと。
- (8) 生徒の携帯電話等の盗難や破損、SNSでの問題、個人情報流出などが発生した場合、保護者の責任のもとで対処すること。
- (9) 校内持ち込み許可は、申請年度のみ有効とする。  
継続を希望する場合は年度毎に申請すること。

※携帯電話等の持ち込みに関するルールに関しては、社会情勢の変化や本校の実情に合わせて変更する場合があります。

※登下校時以外の保護者から生徒への緊急連絡は学校の代表電話へお願いします。